

令和5年度 博物館活動整備事業による展示解説用デジタルシステム（館内 VR 鑑賞システムおよび二次元バーコードによる解説システム）構築業務委託  
仕様書

1 委託業務名 令和5年度 展示解説用デジタルシステム構築業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 目的

山形県立博物館（以下博物館とする）での展示において、デジタルコンテンツの充実を図り来館者の理解をより深めるための手だてとして、「デジタル技術を活用した魅力ある博物館展示システム構築事業」を計画した。

この取り組みにおける令和5年度の事業として、館内 VR 鑑賞システム及び二次元バーコードによる解説システムの構築を行い、非来館者および来館者への利便性を高めることを目的とする。

4 事業の内容

（1）VR 博物館（デジタル映像で疑似的に構築された館内を、パソコンや携帯端末上で自由に散策できるもの）コンテンツを構築する。

- ・PC や携帯端末を用いて博物館内を自由に観覧することができるコンテンツ構築。
- ・詳細に観覧できるのは主に下記の3か所としそれ以外は簡易的な表示も可とする。
  - ① 1 階（地学展示と体験広場）（おおよそ 91 平方メートル）
  - ② 第 1 展示室（2 階）（おおよそ 520 平方メートル）
  - ③ 第 2 展示室（2 階）（おおよそ 364 平方メートル）
- ・VR 上で「展示されている資料をピンポイントで選択すると解説が表示される機能」は、必須ではないが実装されることが望ましい。表示される資料の数は問わない。
- ・解像度に指定はないが、展示されている資料がある程度判別できるようにする。

（2）二次元コード（QR コード）による館内での音声ガイドシステム

館内の展示物の付近に二次元コードを設置し、これを携帯端末で読み込むことで音声ガイドを利用することができるシステムを構築する。1 階部分の展示については5か所程度、2 階の第 1・第 2 展示室についてはそれぞれ 10 か所程度の解説ポイントを設置する。

- ・システムの目的を達成することができれば、その構成要件などは問わない。
- ・日本語と英語の解説を必須とする。日本語の内容は博物館がこれを作成する。
- ・英語については自動翻訳を可とする。

博物館側で英語の翻訳文章を用意した場合は、これを使用すること。

- ・解説の音声は肉声、機械音声を問わない。
- ・日本語と英語以外の言語については追加してもよいが、追加する言語は中国語、韓国語を優先とし、その他については言語数・種類は問わない。

## 5 内容校正及び決定

- (1) 制作に係る学術的な資料などについては博物館が提供し、これをもとにコンテンツを制作すること。内容についての学術的なコンセンサスを博物館担当学芸員が行い、必要な場合はその指示により速やかに修正すること。
- (2) 特に解説・音声コンテンツにおいて、文章に当たる資料は博物館がこれを用意する。コンテンツ使用に際して学術的整合性のために必要な修正については、博物館の指示に従うこと。
- (3) 映像（使用する素材である写真、動画、ナレーションなどの音声、音楽）及びイラスト等の使用にあたっては、著作権および著作権を侵害しないことを確認したうえで提出すること。ただし、博物館が用意する資料については、博物館がこれを確認する。

## 6 その他の留意事項

- (1) システムに不具合がある場合は、速やかにこれを修正する。規約期間内においては、かかる費用は事業受託者がこれを負担する。
- (2) コンテンツにキャラクターや楽曲などを使用する場合は、著作権上の権利を侵害することが無いよう確認すること。
- (3) 音声にナレーター等を使用する場合は、館内での使用のみならず HP 上などネット上での公開も可能となるよう著作権上の権利関係を確認すること。
- (4) 本コンテンツは HP 上などネット上での公開が可能であることを前提とし、博物館の活動における広報活動やイベント・各種印刷物等にも使用されることがある。
- (5) 本業務による著作権および著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）はすべて博物館に帰属するものとし、受託者は博物館の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

## 7 その他

- (1) 委託業務が完了したときは、下記成果品を添えて業務完了報告書（別途様式）を作成し、速やかに提出すること。ただし、「4 事業の内容」にかかる主たる成果品については、令和 6 年 2 月 29 日（木）までに提出すること。運用にかかる業務については令和 6 年 3 月 29 日（金）までとする。  
＜成果品＞
  - ① VR 博物館コンテンツ：データを外部に格納する場合はそのアドレスと仕様書
  - ② 二次元コード（QR コード）による館内での音声ガイドシステム  
データを外部に格納する場合はそのアドレスと仕様書
- (2) 委託業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種関係法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (6) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (7) 委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後 5 年間保存すること。